

廃棄物処理・リサイクル

※ お断り

昨年度の報告において一部の研究拠点における排出量に誤謬がありましたので、今回の報告で数字の訂正をしています。

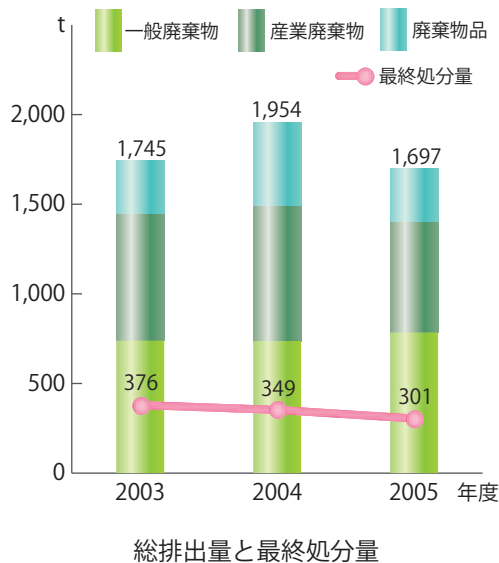
廃棄物の削減および適正処理

産総研では環境負荷の少ない製品の購入（グリーン調達）やリサイクル可能製品の使用などにより廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を排出する際には適正な分別を徹底し、リサイクルを推進するなど環境への負荷ができる限り低減されるよう努めています。

また、廃棄物の運搬および処理を委託する業者に対しては産廃処理業の許可証の確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による適正処理の確認を行い不法投棄などの違反がないよう監視しています。また、自主的に処理場の現地調査を行うなど、産業廃棄物処理業者の信頼性確保のために取り組んでいます。

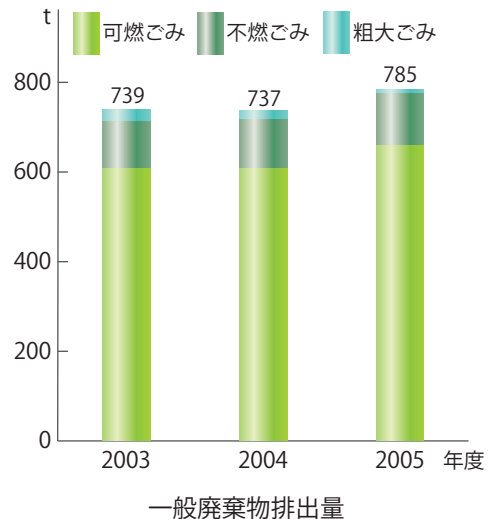
総排出量および最終処分量

2005年度は産業廃棄物および廃棄物品の排出量が減少したことで、総排出量は前年度比約13%削減されました。



一般廃棄物

一般廃棄物は各市町村の処理センターなどで処分されるため、研究拠点により分別方法が異なる場合があります。2005年度は、東北センターでの庁舎引越し作業に伴い可燃ごみを大量排出したことなどにより全体で約7%増加しました。



産業廃棄物

主に研究活動から発生する廃棄物で、実験消耗品のプラスチック類や金属類が多く発生します。2005年度はつくばセンターにおけるがれき類（主に設備改修工事などで発生）が大きく減少したことなどにより、前年度比約18%減少しました。

産業廃棄物排出量

区分	単位：t		
	2003年度	2004年度	2005年度
電池類	4	4	4
蛍光灯類	6	5	4
ガラス類	16	32	18
プラスチック	61	102	108
金属	97	124	121
廃油・塗料	17	19	13
汚泥（一般）	57	61	61
鋳さい	14	42	31
がれき類	133	124	58
発泡スチロール	5	4	6
薬品付着物	31	37	39
特別管理産業廃棄物	264	197	152
計	706	750	615

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境への被害を生ずるおそれのある性状を有するものを特別管理産業廃棄物として区分しています。産総研では研究用途で使用した試薬類、研究廃液などが発生します。主につくばセンターの汚泥（強酸性廃液）の排出量が減少し、前年度比約 23%減少しました。

特別管理産業廃棄物排出量

区分	単位：t		
	2003年度	2004年度	2005年度
感染性廃棄物	24	22	25
廃薬品類	17	20	18
汚泥（有害）	224	155	109
計	264	197	152

廃棄物品

研究用途の終了した機器類、老朽化した什器類などを処分する場合は、産業廃棄物として処分しますが、これらのものは廃棄物品として区分しました（一部の研究拠点では産業廃棄物の分類）。保管スペースの状況、研究ユニットの移転などの要因で年度により排出量が大きく変動することがあります。2005年度は前年度比で約 36%減少しました。

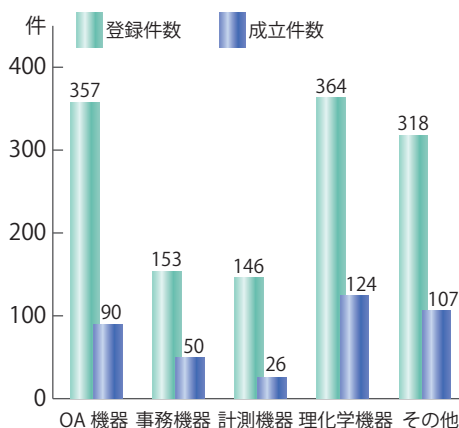
古紙リサイクル

コピー用紙、雑誌類、新聞紙、ダンボール紙などは資源ごみとして回収しています。2005年度に回収した古紙の量は約 318 トンでした。

リサイクル情報システムを活用した資産の有効活用

産総研内イントラネットシステムにおいて、新リサイクル情報システムを 2005 年 5 月より運用開始しました。

「譲る」、「求む」ごとのリサイクル情報が簡易に検索できる機能を新たに搭載し、リサイクル促進に役立てています。



主なリサイクルの取り引き内容

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正管理及び処理

過去に使用していた、あるいは現在使用している PCB^{*1} を含むコンデンサ、トランスなどは、PCB 特措法^{*2} により 2016 年までに処理を完了することとされています。

各事業所で保管している PCB 廃棄物は適正に保管するとともに、今後計画的に処理を進めていく予定です。

2006 年 3 月 31 日現在の保管量は、高圧コンデンサ 80 台、高圧トランス 30 台、低圧コンデンサ 411 台、安定器 5,739 台となっており、その他 PCB 廃液付着物などを保管しています。

※1 ポリ塩化ビフェニル (PCB)

PCB は絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサなど電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、1968 年のカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、日本では 1972 年以降その製造が行われていません。しかし、処理体制の整備が進まないことなどから長期にわたる保管が続いています。

※2 PCB 特措法

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の略称です。